

令和6年度若年技能者人材育成支援等事業

委託事業推進計画

島根県地域技能振興コーナー

○事業の趣旨・目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっています。また、情報技術を有効に活用できることが重要であります。このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとします。

計画・実行に当たっては「ものづくりマイスター等」を認定し、その活用を図る。また、本県の実情に即し、若年者が進んで技能者を目指す気運を醸成できるよう地域の関係者との連携・協力のもとに技能振興事業を展開します。

○実施内容

1. 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	実施職種：1職種（日本料理）以上 開催時期：日本料理 2月中旬 2名（予定） 第62回技能五輪全国大会への出場希望があり、 令和6年4月17日に予選会開催 1名
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	①技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手の旅費や工具運搬費を支援 ・対象者数：選手10名程度 若年者：3名 技能五輪：7名 全工協会からの推薦により1名追加（若年者） 松江農林より造園参加1名（若年者） 配管4名、日本料理1名（技能五輪） ②技能五輪及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手の指導者に対し旅費を支援 ・対象者数：指導者10名程度
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	

2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

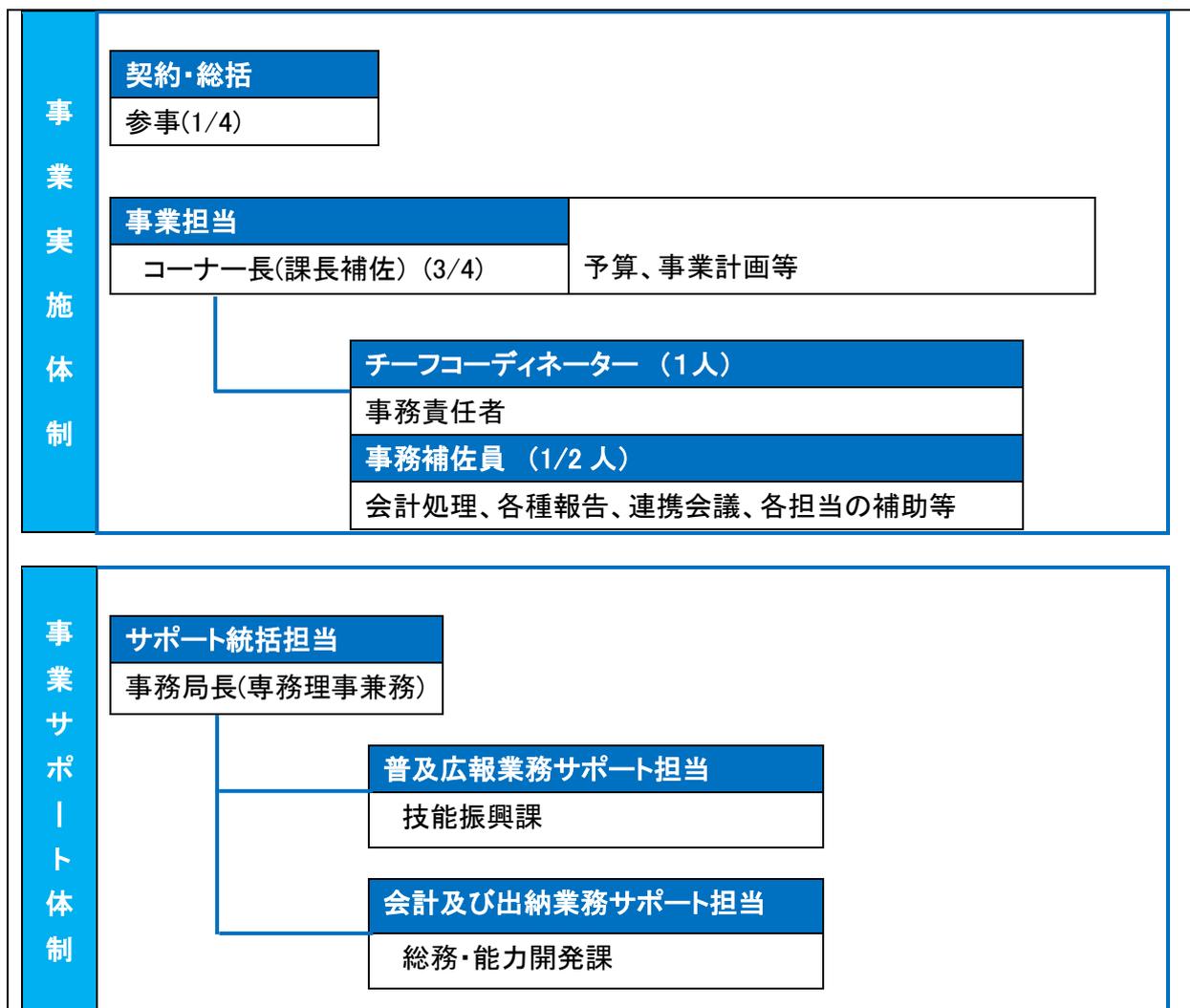
(1) ものづくりマイスター等の開拓	企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集を行う。特に要望の多いものづくりマイスター職種を各地域に配置出来るよう掘り起こしを行うとともに、マイスター職種の増加を進めます。 ものづくりマイスター11名以上
(2) ものづくりマイスター等への説明	認定を受けたマイスターには、実技指導等にあたる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する旨周知します。 また、当該年度に初めて実技指導等を開始する前には、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書等により通知説明します。
(3) 申請書類の取りまとめ	認定申請を行う者に対し、申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類はコーナーがとりまとめてセンターに提出します。
(4) ものづくりマイスター等に対する研修	新たに認定されたものづくりマイスター（講習免除を除く）を対象に、指導技法講習（個人情報保護・ハラスメント・実技指導の結果報告書作成方法等）を開催するほか、ものづくりマイスターの相互啓発を兼ねた会議等を開催し指導技法のレベル向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none">・ものづくりマイスター指導技法講習 2回程度・3年間活動実績の無いマイスターに対する継続の意思確認と最新情報提供・ものづくりマイスター会議（意見交換会） 2回程度・マイスター意見交換会（中央）に派遣

3. ものづくりマイスターの活用に係る業務について

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	コーナーの窓口においては、技能検定の実技試験等の課題を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法等のコーディネート、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。
-------------------------	---

<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p>	<p>ものづくりマイスターを中小企業や工業高校等に派遣し、高度な技能を習得するための実技指導を実施します。 —最長20日間—</p> <p>①建設業及び製造業の中小企業や団体に対する若年技能者の実技指導等</p> <p>(ア) 中小企業 15社 (イ) 団体 15団体 (ウ) 工業高校等 22校 (エ) 公民館等イベント 20件 (オ) 小中学校 40校</p> <p>ものづくりマイスター派遣指導活動数 (受講者延べ人日目標 2400人日)</p> <p>(ア) 中小企業 140人日 (イ) 団体 30人日 (ウ) 工業高校等 1030人日 (エ) 公民館等イベント 300人日 (オ) 小中学校 900人日</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>◆ サポステからの要請を受け、様々な要因で未就労になっている若者に対して、ものづくりマイスターを活用した必要な支援策を検討し実施します。</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>◆ ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者を企業等に対し派遣指導を行います。受講者延べ人日 20人日</p> <p>公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等で不特定多数を対象に体験プログラムを実施し「ものづくりの魅力」発信を行います。 受講者延べ人日 80人日</p>
<p>4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p>	
<p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>地方公共団体、労働局、経営団体等をメンバーとした連携会議を設置します。</p> <p>連携会議は、実施計画（当年度の事業実施内容）を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施にあたっての連携・協力の在り方の方針を決定します。また、事業実施状況を報告します。</p> <p>連携会議メンバー</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●経済団体：島根県商工会議所連合会事務局長、島根県商工会連合会事務局長、島根県中小企業団体中央会事務局長、（一社）島根県経営者協会専務理事 ●公共訓練施設：（独法）高齢・障害・求職者支援機構島根職業能力開発促進センター所長、同島根職業能力開発短期大学校校長、島根県立東部高等技術校校長、島根県立西部高等技術校校長 ●教育関係者：島根県教育庁教育指導課長、島根県高等学校工業教育研究会会長、島根県中学校校長会、島根県小学校校長会 ●技能士団体：島根県技能士会連合会会長 ●公共団体：島根労働局職業安定部訓練室室長、島根県商工労働部雇用政策課課長
(2) 連携会議の開催回数	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催 年2回 5月：実施計画を踏まえた方針決定 12月：事業実施状況の報告
5. 実施体制	
(1) 地域に対するサービス提供方法	<p>島根県職業能力開発協会にコーナーを設置しサービスを提供します。</p> <p>松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階</p>
(2) 事務所の体制	
<p>島根県地域技能振興コーナー実施体制</p> <p>業 務 実 施 体 制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #00a0e3; color: white; width: 150px;"> <p>全体責任</p> <p>会長、専務理事</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #00a0e3; color: white; width: 300px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>島根県地域技能振興コーナー(3名)</p> </div> </div>	



○目標

1. 成果目標		
(1)	ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2)	ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に活かせるとした受講生の割合	90%以上
(3)	ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上

(4) ものづくりマイスター を 活用した企業又は業 界団体が技能検定又は 技能競技大会を人材育 成に活用する契機とな った割合	90%以上
2. 活動目標	
(1) ものづくりマイスター の認定者数	11人以上
(2) ものづくりマイスター の活動数	2400人日以上

年度のタイムスケジュール

島根県地域技能振興コーナー事業スケジュール案

地域における技能振興	2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月
全国大会の援助				若年者 ←→				五輪 ←→				
全国大会予選の実施									←→		● 予選	
卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援			中央:コンテンツの作成			コーナー:被表彰者への取材						
「地域発!いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	←→											
	←→											

ものづくりマイスター等の活用等、連携会議の設置・運営	2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月
ものづくりマイスター制度等の広報		HP等による情報発信										
ものづくりマイスターの開拓 相談援助・指導のニーズ把握等		教育関係者へ発信										
企業等への相談・援助		中央:ものづくりマイスターの認定、登録										
ものづくりマイスターによる 実技指導		対象企業等の把握・調整(訪問等による)										
若者に対する「ものづくりの 魅力」発信		実技指導										
熟練技能者による派遣指導及 び「ものづくりの魅力」発信		教育関係者へ発信										
連携会議 (5月、12月)		1回目				2回目						